令和８年度　大田区児童育成支援員採用選考申込書

※黒色のペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。
※「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

【写真貼付欄】
・直近３月以内に撮影
・縦４㎝×横３㎝程度
・写真の裏面に氏名を記入

ふりがな	
氏　　名	
生 年 月 日	昭和・平成　　年　　月　　日生 満　　歳（令和 10 年３月 31 日現在）

ふりがな	
現　住　所 （連　絡　先）	〒 携帯電話　（　　）　　－ 電話　（　　）　　－

	学校名・学部学科名	在学期間	
学歴	最終	昭和・平成・令和　　年　　月から 昭和・平成・令和　　年　　月まで	卒業・卒業見込・中途退学
	その前	昭和・平成・令和　　年　　月から 昭和・平成・令和　　年　　月まで	卒業・卒業見込・中途退学
（新↓旧）職歴	勤務先名（大田区児童館以外）	在職期間	
		昭和・平成・令和　　年　　月から 昭和・平成・令和　　年　　月まで	正規・フルタイム 非正規・パート
		昭和・平成・令和　　年　　月から 昭和・平成・令和　　年　　月まで	正規・フルタイム 非正規・パート

※過去に大田区の児童館（フレンドリー、分室、こどもの家、おおたっ子ひろば含む）で勤務歴がある方は記入してください

	施設名	勤務期間
新↓旧		平成・令和　　年　　月から 平成・令和　　年　　月まで
		平成・令和　　年　　月から 平成・令和　　年　　月まで

資格・免許	取得（見込）年月日
	昭和・平成・令和　　年　　月 取得・取得見込
	昭和・平成・令和　　年　　月 取得・取得見込

・希望の勤務先・地域（最大２つまで）
（合否には一切関係ありません。また必ずしも希望に沿えるわけではありません。）
（徒歩での通勤距離が片道２キロメートル未満の場合、通勤手当が申請されない場合があります。）

第１希望（　　）　第２希望（　　）　特に希望なし

その他特記事項（勤務場所、職務内容等について、配慮が必要な事項等）

（　　）

私は、大田区児童育成指導員採用選考を受験したいので申し込みます。
私は、地方公務員法で選考を受けることができないとされるものに該当しておりません。
なお、私は、３頁記載のこども性暴力防止法に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　申込者氏名（自署）

作文用紙【課題】「こども達が児童館で心地よく過ごすためにあなたは児童育成支援員として何を心がけますか」（200 字程度）

住所	
氏名	

100

200

300

記入上の注意

１ 生年月日欄は令和 10 年３ 月 31 日現在の年齢を記入してください。

２ 連絡先は確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

３ 資格・免許欄は子どもに関連する資格・免許があれば記入してください。

４ 勤務希望欄について、必ずご希望に沿えるわけではありません。また、親族が勤務又は学童保育利用している児童館施設で勤務することはできません。

５ 職歴欄は新しいものから順に２つ記入してください。

６ 申込者氏名欄横にある日付は申込書を記入した日付を記入してください。

７ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる者とは、以下のとおりです。

参考

地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）は受験できません。

こども性暴力防止法第２条

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの